

藤井寺市地域防災計画（素案）についてのパブリックコメント手続実施結果について

「藤井寺市地域防災計画」の素案について、パブリックコメントを募集しましたので、その結果と提出された意見に対する市の考え方を公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、頂いたご意見は適宜要約しております。

頂いたご意見を参考に今後も検討を進めてまいります。貴重なご意見をお寄せ頂きました皆様に御礼申し上げます。

○パブリックコメント手続実施状況

（１）意見募集期間 令和３年１月２５日（月）～令和３年２月１５日（月）

（２）提出者数及び件数 持参：４件（１名から） 郵送：１件（１名から） 合計 ５件

○お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

No.	ページ	項目	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	—	全体を通して	飲料水に関しては、備蓄や給水について考えられているが、生活用水についての検討がなされていないように見受けられる。災害時協力井戸も停電時には大部分が使用できないようである。できれば、避難所や地区の集会所、公園などに手押しポンプの井戸を整備した方が良いのではないかと考える。	飲料水、生活用水を含めた給水体制の整備につきましては、「第２編 第１章 第７節 第１ 給水体制の整備」（本編55ページ）に記載しております。 市では、災害時協力井戸の登録推進、市所有の防災井戸の活用、自助の取組みとしての「風呂の残り湯の溜めおき」に関する啓発に加え、避難所で給水するための大型の給水タンク、プール等の水を浄化させて水を確保するための簡易浄水装置等の備蓄にも取り組んでいるところです。 災害時における生活用水の確保を目的として、市所有の井戸を新たに設置する予定は現時点ではありません。災害時における生活用水確保のためにどのような手段が有効か引き続き検討することとし、頂いたご意見につきましては、今後の検討のための参考とさせていただきます。
2	—	全体を通して	藤井寺市として一括の計画になっているが、大和川北側の川北地区などは、大地震の際、一体となった活動ができないおそれがあります。大和川で分断された際の計画を立てる必要があると思います。	本計画につきましては、ご指摘のような被害も含め、市で想定される災害から市民の生命等を守るための市や関係機関が取り組む基本的な対応方針等を示したものとなります。 ご指摘のような事態に陥った場合への備えとして、市では、災害時における相互応援協定の締結等の取組を進めているところです。 本計画に基づく個別の対応計画・マニュアル等の作成も含め、今後も引き

				続き迅速・円滑に対応できる体制の確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	本 編 137 資 料 編 141	指定避難所	本編、資料編ともに所要面積を1人当たり1.65㎡、3.3㎡としているが、コロナ禍では1人当たり4㎡を推奨しているように思う。また、体育館などでは通路等の確保の必要もあり、実態に合った収容人数を算出する必要がある。	避難所の収容人数につきましては、避難所対策を検討するための一定の目安として把握するため、全ての避難所について一般的な算出方法を用いて一律に算出しているものです。 頂いたご意見を踏まえ、避難所それぞれの状況に応じ、適切な収容が可能となるよう工夫し、避難所対策を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
4	資 料 編 62	資料2-15 防災 拠点一覧	災害ボランティアセンターが市民総合会館別館（中ホール）となっているが、場所として不適當。停電時でエレベーターが使用できない場合、4階では不便だし危険。テント設置や他の場所など見直しを。	ご指摘のとおり、本市の災害ボランティアセンターにつきましては、市民総合会館別館及び福祉会館としています。災害ボランティアセンターの事務局を本市社会福祉協議会が担うことになっていますので、社会福祉協議会の平時の執務場所等も踏まえ、より迅速、円滑な運営が行えるよう、福祉会館と市民総合会館別館を災害ボランティアセンターとして選定したものです。 停電時にエレベーターが使用できないことにつきましては、どの施設であっても同様ですが、上層階であることの利便性の悪さも承知しております。 しかしながら、前述の利点等を踏まえ、市の防災拠点の選定において総合的に判断した結果ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、施設自体に損壊が生じている等により、施設が使用できない場合には、その他の場所にて対応（災害ボランティアセンターを設置）することを妨げるものではありません。
5	資 料 編 104 ・ 107	●資料3-11 相互応援協定の状況 (2)その他の協定状況 ●資料3-14 民間との協定の状況	大阪府羽曳野警察署との「災害発生時の施設使用に関する協定書」（令和3年1月18日）、大栄環境㈱との「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」（令和元年9月26日）など、協定の締結状況を確認し、不足があれば追記されたい。	ご指摘有り難うございます。再度内容を確認し、最新の内容に修正いたします。